FC 北前野規約

第一条　　名称

本会は「FC 北前野」と呼称し、事務所を代表宅におく。

第二条　　結成目的

サッカーを通して児童の体力向上と心身の健全なる育成を目的とする。

第三条　　活動内容

第二条の目的を達成するために以下の活動をおこなう。

1　サッカー技術向上のための練習会
2　近隣チームとの練習試合
3　東京都少年サッカー連盟及び板橋区サッカー連盟主催の行事への参加
4　会員相互の親睦を図るための催し
5　その他本会の目的達成に必要と認めたこと

第四条　　会員の資格

小学校１年～６年在学の児童で、保護者とともに本会の主旨に賛同する者。

第五条　　役員及びスタッフ

会員保護者・地域在住者・学校関係者より以下の役員及びスタッフを選出し、本会の運営にあたるものとする。顧問は北前野小学校代表者とする。必要に応じて相談役を置くことができる。

会　長　　１名
代　表　　１名
副代表　　若干名
総務・事務局　若干名　※総務、事務局は２～６の各学年より１名、サポートで構成し学年内の連絡調整などをおこなう
ヘッドコーチ　１名
コーチ　　若干名

附則　役員とは、会長、代表、副代表及び総務、事務局、コーチの代表者ならびに、代表が任命した者をもって構成する。
役員及びスタッフをもって運営委員会（コーチ会議）とする。

第六条　　役員及びスタッフの任期

役員及びスタッフの任期は１年間として、その再任は妨げない。
役員及びスタッフに欠員が生じた場合は役員会でその補充をし、その任期は前任者の残余期間とする。

第七条　　会の意思決定機関

本会の最高意思決定機関は会員保護者の総会とする。但し、緊急の場合は運営委員会をもって、これに代えることができる。

第八条　　会議の成立と議事

１　総会及び運営委員会は２／３（委任状を認める）を以って成立する。
　　但し、１／３の現出席者を必要とする。
２　議事は出席者の過半数を以って議決する。

第九条　　経費

本会の経費は、すべての会員より徴収する会費によってまかなわれる。

第十条　　会費

１　すべての会員は所定の会費を納入する。
２　遠征時の交通費等は、その都度徴収する。
３　納入は原則振込とする。

第十一条　会計年度

本会の会計年度は、毎年４月１日より始まり３月３１日を以って終わる。

第十二条　規約の発行と変更

１　本規約は、2023 年 4 月 15 日より発行するものとする。
２　本規約の改正・改定は総会によってのみおこなわれるものとする。